

法 学 号 外  
平成 29 年 4 月 14 日

三 愛 学 舎 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

第 17 回全国障害者スポーツ大会の開催について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 佐藤

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

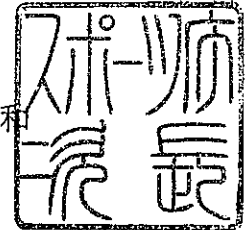
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp



29ス庁第22号  
平成29年4月11日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
殿

スポーツ庁次長  
高橋道和



(印影印刷)

### 第17回全国障害者スポーツ大会の開催について（通知）

全国障害者スポーツ大会の実施については、「全国障害者スポーツ大会について」（平成26年4月1日付け26文科ス第2号スポーツ・青少年局長通知）において実施の基本的事項を示しているところですが、本年開催される第17回全国障害者スポーツ大会にあつては、別添「第17回全国障害者スポーツ大会実施要綱」により行われることとなりましたので、次の事項に留意の上、選手の派遣等について格段の御配慮をお願いします。

- 1 都道府県・指定都市別「個人競技参加枠割当数」については、平成27年度末現在における各都道府県・指定都市の身体障害者手帳交付台帳登載数及び療育手帳交付台帳登載数等を勘案して別紙のとおり決定したこと。
- 2 大会出場選手の申込要領等の詳細事項については、<sup>えがお</sup>愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会事務局から別途郵送されること。
- 3 選手の派遣等に当たっては、障害の特性に応じた配慮を行い、事故の防止に努めること。

担当：スポーツ庁健康スポーツ課

障害者スポーツ振興室 有田、石川

TEL 03-5253-4111 (内線34920)

FAX 03-6734-3792

29.4.14

法学第

号



## 第 17 回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)実施要綱

### 1 目的

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加への推進に寄与することを目的とする障がい者スポーツの全国的な祭典である。

愛媛県で開催する第 17 回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」は、障がいのある人もない人も、誰もがおもてなしの心でお迎えし、心を一つにして大会の成功を目指し協働することで、障がいに対する理解を深めながら、誰もが誰かを助け合い、支え合っている“人と人の絆”を実感できることを願い開催する大会である。

また、ベストを尽くす選手たちの「前向きな気持ち」と、チームメートやともに競い合う選手間に芽生える「思いやりの心」が集結した愛顔を、選手や、見守るスタッフ、応援する観客にも広げながら、誰もが“愛顔”になって楽しむことができる大会とすることを目指している。

この大会を通じて、誰もが新たな可能性にチャレンジしながら、その楽しさや喜び、大きな感動にめぐり合うとともに、愛顔あふれる愛媛での経験を踏まえ“新しい自分”へと成長しながら、未来へ向かって、はばたくことができる大会とする。

### 2 名称

第 17 回全国障害者スポーツ大会  
(愛称「愛顔つなぐえひめ大会」)

### 3 大会スローガン

「君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え」

### 4 主催

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、愛媛県、松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、東温市、松前町、砥部町  
公益財団法人愛媛県身体障害者団体連合会、愛媛県手をつなぐ育成会  
特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会  
一般社団法人愛媛県精神障害者福祉会連合会  
公益財団法人愛媛県視覚障害者協会、愛媛県聴覚障害者協会  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会  
愛媛県特別支援学校長会、愛媛県障がい者スポーツ協会  
愛媛県障がい者スポーツ指導者協議会、公益財団法人愛媛県体育協会

5 競技運営主管団体

一般財団法人愛媛陸上競技協会、愛媛県水泳連盟、愛媛県アーチェリー協会  
愛媛県卓球協会、愛媛県障害者フライングディスク協会  
愛媛県ボウリング連盟、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会  
愛媛県ソフトボール協会、愛媛県バレーボール協会  
一般社団法人愛媛県サッカー協会

6 後援 〈以下は、後援依頼予定団体の名称〉

厚生労働省、公益財団法人日本体育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会  
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、全国手をつなぐ育成会連合会  
公益財団法人日本知的障害者福祉協会、公益社団法人日本精神保健福祉連盟  
公益財団法人JKA、公益社団法人日本医師会、四国森林管理局愛媛森林管理署  
四国地方整備局松山河川国道事務所、四国地方整備局大洲河川国道事務所  
四国運輸局愛媛運輸支局、自衛隊愛媛地方協力本部、愛媛県市長会、愛媛県町村会  
愛媛県市議会議長会、愛媛県町村議会議長会、一般社団法人愛媛県交通安全協会  
一般社団法人愛媛県警備業協会、愛媛県消防長会  
公益財団法人愛媛県老人クラブ連合会、日本赤十字社愛媛県支部  
一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会  
一般社団法人愛媛県薬剤師会、一般社団法人愛媛県看護協会  
一般社団法人愛媛県食品衛生協会、公益社団法人愛媛県獣医師会  
公益社団法人愛媛県栄養士会、一般社団法人愛媛県調理師会、愛媛県保健所長会  
公益社団法人全日本司厨士協会四国地方愛媛県本部  
公益社団法人日本中国料理協会愛媛県支部、愛媛県食生活改善推進連絡協議会  
愛媛県市町教育委員会連合会、愛媛県小中学校長会、愛媛県高等学校長協会  
愛媛県私立中学高等学校連合会、特定非営利活動法人愛媛県レクリエーション協会  
愛媛県小学校体育連盟、愛媛県中学校体育連盟、愛媛県高等学校体育連盟  
愛媛県女子体育連盟、愛媛県スポーツ推進審議会、愛媛県社会人スポーツ推進協議会  
公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団、愛媛県スポーツ推進委員協議会  
愛媛県スポーツ少年団本部、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団  
愛媛県高等学校野球連盟、愛媛県高等学校文化連盟、愛媛県PTA連合会  
愛媛県高等学校PTA連合会、愛媛県私立中学高等学校保護者会連合会  
愛媛県公民館連合会、愛媛県青少年育成協議会、日本ボーイスカウト愛媛県連盟  
ガールスカウト愛媛県連盟、愛媛県文化協会、公益財団法人愛媛県文化振興財団  
愛媛県合唱連盟、愛媛県吹奏楽連盟、愛媛県美術会、エヒメデザイン協会  
愛媛大学、松山大学、聖カタリナ大学、松山東雲女子大学、今治明德短期大学  
環太平洋大学短期大学部、学校法人河原学園、愛媛県連合婦人会  
愛媛県商工会議所連合会、愛媛県商工会連合会、愛媛県経済同友会、愛媛県経営者協会

愛媛県中小企業団体中央会、一般社団法人愛媛県銀行協会  
公益社団法人日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会  
一般社団法人愛媛県観光物産協会、愛媛県信用金庫協会  
全国農業協同組合連合会愛媛県本部、愛媛県農業協同組合中央会  
愛媛県信用農業協同組合連合会、愛媛県森林組合連合会、愛媛県漁業協同組合連合会  
一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県旅行業協会、愛媛ホテル協会  
一般社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会、愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合  
四国電力株式会社、西日本電信電話株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会  
愛媛県ハイヤー・タクシー協会、愛媛県旅客船協会、全日本空輸株式会社松山支店  
日本航空株式会社松山支店、西日本高速道路株式会社四国支社愛媛高速道路事務所  
四国旅客鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社、日本放送協会松山放送局  
株式会社愛媛新聞社、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ  
株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社愛媛CATV、株式会社エフエム愛媛  
一般社団法人共同通信社松山支局、株式会社時事通信社松山支局  
株式会社朝日新聞社松山総局、株式会社毎日新聞社松山支局  
株式会社読売新聞松山支局、株式会社日本経済新聞社松山支局  
株式会社産業経済新聞社松山支局

## 7 特別協賛

大同生命保険株式会社

## 8 協賛

### (1) オフィシャルスポンサー (23 社)

今治造船株式会社、株式会社伊予銀行、四国電力株式会社、大王製紙株式会社  
ユニ・チャーム株式会社、株式会社新来島どっく、DCMダイキ株式会社  
井関農機株式会社、協同組合一宮開発グループ、株式会社愛媛銀行  
JAバンクえひめ、ダイキ不動産情報株式会社  
日本食研ホールディングス株式会社、株式会社フジ、伊予鉄道株式会社  
愛媛信用金庫、四国乳業株式会社、花王株式会社、三浦工業株式会社  
帝人株式会社松山事業所、松山市農業協同組合  
全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部、全国農業協同組合連合会愛媛県本部

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

### (2) オフィシャルサポーター (23 社)

株式会社フクヤスポーツ、愛媛県スポーツ用品小売商組合、株式会社丸山タオル  
株式会社伊予鉄高島屋、浅川造船株式会社、マルマストリグ株式会社  
眞鍋造機株式会社、四国ガス株式会社、カミ商事株式会社  
四国メディコム株式会社、丸住製紙株式会社、四国溶材株式会社

日新製鋼株式会社、四国通建株式会社、株式会社ヨコブリシ、檜垣造船株式会社  
株式会社ベネフィット・ワン、渦潮電機株式会社、株式会社ハタダ、協和道路株式会社、  
潮冷熱株式会社、株式会社イシワタ、コンピューターシステム株式会社

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(3) オフィシャルサプライヤー (30 社)

ネットトヨタ愛媛株式会社、ネットトヨタ瀬戸内株式会社、愛媛トヨタ自動車株式会社  
トヨタカローラ愛媛株式会社、愛媛トヨペット株式会社、愛媛日産自動車株式会社  
愛媛ダイハツ販売株式会社、株式会社サニクリーン四国  
西日本三菱自動車販売株式会社、トヨタL & F 西四国株式会社、四国旅客鉄道株式会社  
株式会社愛媛職業案内、株式会社日本有機四国、伊予鉄総合企画株式会社  
瀬戸内運輸株式会社、宇和島自動車株式会社、株式会社エーシー、株式会社愛媛FC  
株式会社中四国すき家、株式会社松山三越、カバヤ食品株式会社、伯方塩業株式会社  
株式会社まちづくり松山、株式会社ビージョイ、一般社団法人愛媛県歯科医師会  
愛媛県漁業協同組合連合会、トータルネット株式会社、株式会社山田屋  
中予生コンクリート協同組合、リコージャパン株式会社愛媛支社

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(4) 大会協力企業 (12 社)

リアラン株式会社、株式会社ルイ高、河野興産株式会社、金柳製紙株式会社  
愛建電工株式会社、四国乳業株式会社、フジボウ愛媛株式会社、亀井製菓株式会社  
関西化工株式会社、株式会社六時屋、株式会社山全愛媛営業所、株式会社ウイン

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

9 協力企業・団体 (33 団体)

愛媛県手話通訳問題研究会、愛媛県手話サークル連絡協議会  
特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会愛媛支部  
愛媛県要約筆記サークル連絡協議会、特定非営利活動法人愛媛難聴者協会  
特定非営利活動法人えひめ盲ろう者友の会、愛媛大学、松山大学、松山短期大学  
松山東雲女子大学・松山東雲短期大学、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部  
愛媛県立医療技術大学、今治明德短期大学、環太平洋大学短期大学部  
松山赤十字看護専門学校、松山看護専門学校、今治看護専門学校、宇和島看護専門学校  
愛媛医療センター附属看護学校、河原医療大学校、河原医療福祉専門学校  
愛媛十全医療学院、十全看護専門学校、東城看護専門学校、四国中央医療福祉総合学院  
南愛媛医療アカデミー、公益社団法人愛媛県理学療法士会  
公益社団法人愛媛県作業療法士会、スポーツ鍼灸セラピーえひめ  
公益社団法人愛媛県柔道整復師会、日進医療器株式会社  
株式会社オーエックスエンジニアリング、一般社団法人日本義肢協会

(平成 29 年 3 月 31 日現在)



## 10 大会期日

平成29年10月28日(土)～30日(月)

## 11 実施競技、開催期日及び会場

実施競技		開催期日	会場名
開会式		平成29年10月28日	愛媛県総合運動公園陸上競技場
閉会式		平成29年10月30日	愛媛県総合運動公園陸上競技場
個人 競技	陸上競技(身・知)	平成29年10月28日～30日	愛媛県総合運動公園陸上競技場
	水泳(身・知)	平成29年10月28日～30日	松山中央公園 アクアパレットまつやま
	アーチェリー(身)	平成29年10月29日	今治市宮窪石文化運動公園
	卓球(身・知) 【サウンドテーブルテニス(身)を含む】	平成29年10月28日～29日	松前公園体育館及び 松前総合文化センター
	フライングディスク(身・知)	平成29年10月28日～30日	西条市ひうち陸上競技場
	ボウリング(知)	平成29年10月28日～29日	キスケボウル
団体 競技	バスケットボール(知)	平成29年10月28日～29日	大洲市総合体育館
	車椅子バスケットボール(身)	平成29年10月28日～29日	今治市営中央体育館
	ソフトボール(知)	平成29年10月28日～29日	松山中央公園運動広場
	グラウンドソフトボール(身)	平成29年10月28日～30日	砥部町陶街道ゆとり公園 多目的広場
	フットベースボール(知)	平成29年10月28日～29日	東温市総合公園 多目的グラウンド
	バレーボール(身)	平成29年10月28日～30日	しおさい公園伊予市民体育館
	バレーボール(知)	平成29年10月28日～30日	愛媛県武道館
	バレーボール(精)	平成29年10月28日～29日	八幡浜市民スポーツセンター
	サッカー(知)	平成29年10月28日～30日	北条スポーツセンター 球技場・陸上競技場

(注) 身：身体障害者が出場できる競技  
知：知的障害者が出場できる競技  
精：精神障害者が出場できる競技

## 12 参加者及び出場資格

- (1) 大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。
- (2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。
  - ① 平成29年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者（平成16年4月1日以前に生まれた者）
  - ② 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。  
知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。  
精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
  - ③ 申込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所（住民票のある地）を有する者。  
ただし、施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は、その所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。
- (3) 個人競技に出場する選手は、原則として同一競技内での2種目まで（リレー種目に出場する選手は3種目まで）出場できるものとする。

ただし、開催地主催者が地理的条件等の理由により、出場競技・種目に制限を加える等の必要がある場合には、主催者と協議のうえ決定することができる。

- (4) 団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できないものとする。
- (5) 団体競技に出場するチームは、次のとおりとする。
  - ① 愛媛県の代表チーム
  - ② 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会がブロック予選実施団体（日本車椅子バスケットボール連盟、日本盲人会連合、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会、日本知的障害者スポーツ連盟及び日本精神保健福祉連盟障害者スポーツ推進委員会）と協議のうえ実施するブロック予選会によって優勝したチーム。  
ただし、優勝したチームが本大会への出場を辞退した場合は、順次、順位の上位のチームに出場権が与えられる。  
なお、予選会の実施が困難な競技については、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が選定したチーム。

## 13 選手団予定人員

- (1) 選手 約3,500人
- (2) 役員 約2,000人

## 14 競技規則

適用する競技規則は、平成 29 年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。）及び別に定める競技別実施要項によるものとする。

## 15 競技・種目及び障害・年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分は、大会競技規則第 2 条 2 <別表 1> 「全国障害者スポーツ大会競技・種目」のとおりとする。
- (2) 大会競技規則第 2 条 3 に定める年齢区分の基準日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

## 16 出場制限

### (1) 個人競技

- ① 個人競技に出場する選手は、同一競技内での 2 種目まで（リレー種目に出場する選手は 3 種目まで）出場できる。

ただし、アーチェリーについては、リカーブ部門又はコンパウンド部門のいずれかの 1 種目に出場できる。

なお、フライングディスクについては、アキュラシー 1 種目とディスタンスの計 2 種目に出場できる。

- ② 個人競技に出場する選手は、原則として同一競技内で 3 種目まで申し込むことができるが、開催地主催者において出場する 2 種目を決定する。

ただし、アーチェリーについては、リカーブ部門またはコンパウンド部門のいずれかの 1 種目の申し込みとする。

なお、フライングディスクについては、アキュラシー 1 種目とディスタンスの計 2 種目の申し込みとする。

- ③ リレー種目に出場する選手団は、都道府県・指定都市別に、それぞれ 1 チームとして、チーム編成では年齢区分を設けない。

### (2) 団体競技

団体競技に出場する選手は、他の団体競技及び個人競技には出場できない。

## 17 選手選考への配慮

都道府県・指定都市における出場選手の選考にあたっては、地域の障がい者スポーツの振興を図る観点から、これまでの全国身体障害者スポーツ大会、全国知的障害者スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会出場未経験者の出場に配慮する。

## 18 全国代表者会議及び監督会議

### (1) 期日

開催する場合は別に定める。

(2) 時間及び会場

別に定める。

19 選手団の派遣及び参加費用

- (1) 選手団は、都道府県・指定都市（以下「派遣者」という。）が派遣する。
- (2) 派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続をもって選手団及び出場選手の競技・種目の申込みを行う。
- (3) 選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

20 健康・安全管理

参加選手の健康・安全面については、各選手団において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行う。

21 宿泊

選手団の宿泊は、開催地主催者において確保し、宿泊料金等は別に定める。

22 オープン競技

次の競技をオープン競技として、次のとおり実施する。なお、実施に関する必要な事項は別に定める。

実施競技	開催期日	会場名
肢体障がい者ボウリング（身）	平成 29 年 10 月 29 日	松山中央ボウル
ブラインドテニス（身）	平成 29 年 10 月 28 日～29 日	愛媛県身体障がい者福祉センター
精神障がい者フットサル（精）	平成 29 年 10 月 28 日～29 日	ビバ・スポルティア SAIJO

23 その他

この要綱に定めるもののほか、大会の実施に関して必要な事項は別に定める。

<別表1>全国障害者スポーツ大会競技・種目

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

障害区分	区分番号	障害区分	競走							跳躍			投てき				
			※2 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーニングバグ投
			肢体不自由	1	1. 手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎					※4				◎	◎
		2. 両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎							▲	◎	◎				
		3. 両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎				
		4. 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
		5. 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
		6. 両下腿切断	◎	◎								◎		◎	◎	◎	◎
		7. 片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎									◎		◎	◎	◎	◎
		8. 両大腿切断または、両下肢完全												◎	◎	◎	◎
		9. 体幹※3	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2	車いす専用使用 脳原性麻痺以外で	◎	◎					◎								◎
		10. 第6頸髄まで残存	◎	◎					◎								◎
		11. 第7頸髄まで残存		※4	※4		※4	※4	◎								◎
		12. 第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎
		13. 下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎
		14. 下肢麻痺で座位バランスあり		※4	※4		※4	◎	◎						◎	◎	◎
		15. その他の車いす		◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎
	3	脳原性麻痺 脳性麻痺、脳管症、脳梗塞	◎						◎								◎
		16. 四肢麻痺で車いす使用	◎						◎								◎
		17. けって移動	◎						◎								◎
		18. 片上下肢で車いす使用	◎						◎								◎
		19. 上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎						◎	◎	◎
		20. その他走不能													◎	◎	◎
		21. 上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎
		22. その他走可能	◎	◎	◎			◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎
	4	電動車いす専用							◎								◎
視覚障害		24. 視力0から光覚弁まで	◎	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎
		25. 視力手動弁から0.03までまたは、 視野5度以内	◎	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎
		26. その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎
聴覚・平衡感覚障害、音声・ 言語・そしゃく機能障害		27. 聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎
知的障害		28. 知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎	
内部障害		29. ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎				◎	◎		◎	◎	

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。

ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

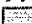
※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

【注】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

2. 水泳

○男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部 △男女混合・年齢区分なし

	区分番号	障害区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※4×50m リレー	※4×50m メドレーリレー	
			25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m			
肢体不自由	1	上肢	1 手部切断	○	○	●	○	●	○	●	○		
			2 片前腕切断または、片上肢不完全	○	○	●	○	●	○	●	○		
			3 片上腕切断または、片上肢完全	○	○	●	○	●	○	●	○		
			4 両前腕切断または、両上肢不完全	○	○	●	○	●	○	●	○		
			5 両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	○	○	●	○	●	○	●	○		
	7	下肢	6 片大腿切断または、片下肢不完全	○	○	●	○	●	○	●	○		
			7 片大腿切断または、片下肢完全	○	○	●	○	●	○	●	○		
			8 両大腿切断または、両下肢不完全	○	○	●	○	●	○	●	○		
	11	上下肢	9 両大腿切断または、両下肢完全 片大腿および片大腿切断	○	○	●	○	●	○	○			
			10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	○	○	●	○	●	○	○			
			11 多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	○	○	●	○	●	○	○			
	肢体不自由	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用	12 体幹	○	○	●	○	●	○	●	○	
13 第7頸髄まで残存				○	○	○		○					
14 第8頸髄まで残存				○	○	●	○	●	○	●	○		
15 下肢麻痺で座位バランスなし				○	○	●	○	●	○	●	○		
3		(脳性麻痺、 脳外傷等) 脳原性麻痺、 脳血管疾患	16 下肢麻痺で座位バランスあり	○	○	●	○	●	○	●	○		
			17 四肢麻痺(車いす常用)または、上肢に著しい 不随意運動を伴う走不能	○	○	○		○					
			18 両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	○	○	●	○	●	○	●	○		
			19 片側麻痺で片上肢機能全廃	○	○	●	○	●	○	○			
			20 その他の片側麻痺で走不能	○	○	●	○	●	○	●	○		
4			21 その他走可能	○	○	●	○	●	○	●	○		
			22 浮具使用	○	○	○		○					
視覚障害			23 視力0から光覚弁まで	○	○	●	○	●	○	●	○		
	24 視力手動弁から0.03までまたは、 視野5度以内		○	○	●	○	●	○	●	○			
	25 その他の視覚障害		○	○	●	○	●	○	●	○			
聴覚・平衡機能障害、音声・ 言語・そしゃく機能障害	26 聴覚障害	○	○	●	○	●	○	●	○				
知的障害	27 知的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		

※リレー、メドレーリレーは男女混合とする。  
 障害区分のスタートは、水中スタートをしなくてはならない。

3. アーチエリー

		○男女別、年齢区分別 ●男女別					
	項目	区分	障害区分		コンバウンド		
			1級	2級	1級	2級	
身体不自由	両肩関節を以て 肩甲骨を以て	1	第8関節まで残存	○	○	●	●
		2	その他の肩甲骨	○	○		
		3	上肢障害	○	○		
		4	下肢障害 (ハイス、家内使用を含む)	○	○		
		5	その他	○	○		
視覚障害	両眼視力等 (矯正視力、矯正視力、視野障害)	6	両眼視力等	○	○		
		7	聴覚障害	○	○		
知的障害		8	知的障害	○	○		

※「障害区分まで残存」には、「障害区分まで残存」および「障害区分まで残存」は適用できるとする。

4. 卓球

		○男女別、年齢区分別					
	項目	区分	障害区分		卓球 STT		
			1級	2級	1級	2級	
身体不自由	上肢障害	1	片上肢障害	○	○		
		2	両上肢障害	○	○		
		3	片下肢障害または、片下肢不完全	○	○		
		4	片下肢切断または、片下肢切断 片下肢不完全または、片下肢不完全	○	○		
		5	片下肢および片下肢切断 両下肢切断または、両下肢不全	○	○		
身体不自由	両肩関節を以て 肩甲骨を以て	6	その他	○	○		
		7	第8関節まで残存	○	○		
		8	両肩関節を以て	○	○		
		9	その他の肩甲骨	○	○		
		10	肩甲骨を以て	○	○		
		11	杖または、杖を使用	○	○		
		12	上肢に不均衡運動あり	○	○		
		13	上肢に不均衡運動なし	○	○		
		14	片側障害	○	○		
		15	両腕の長さ0.35メートルまたは、両腕の長さ0.4メートル	○	○		
視覚障害	両眼視力等 (矯正視力、矯正視力、視野障害)	16	両眼視力等	○	○		
		17	聴覚障害	○	○		
知的障害		18	知的障害	○	○		

※「障害区分まで残存」には、「障害区分まで残存」および「障害区分まで残存」は適用できるとする。

5. フライングディスク

		○区分なし ●男女別			
	項目	アーチェリー		ディスクスラッシュ	
		1級	2級	1級	2級
身体不自由	両肩関節を以て 肩甲骨を以て	○	○	●	●
視覚障害	両眼視力等 (矯正視力、矯正視力、視野障害)				
知的障害	知的障害				

6. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

7. バスケットボール

知的障害者で男女別に実施する。

8. 車椅子バスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、競技規則第8部第3条の規定に該当する者。

9. ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

10. グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

11. バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

12. サッカー

知的障害者のみの競技とする。

13. フットベースボール

知的障害者のみの競技とする。



第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ大会」  
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県（市）	個人競技参加枠割当数			都道府県（市）	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	37	35	72	広島県	20	20	40
青森県	14	14	28	山口県	19	18	37
岩手県	26	26	52	徳島県	14	15	29
宮城県	12	13	25	香川県	16	14	30
秋田県	15	11	26	愛媛県	71	71	142
山形県	13	11	24	高知県	15	14	29
福島県	18	18	36	福岡県	23	23	46
茨城県	20	21	41	佐賀県	11	11	22
栃木県	13	17	30	長崎県	16	16	32
群馬県	15	15	30	熊本県	14	14	28
埼玉県	30	33	63	大分県	14	12	26
千葉県	27	29	56	宮崎県	14	13	27
東京都	74	67	141	鹿児島県	19	18	37
神奈川県	22	23	45	沖縄県	15	16	31
新潟県	14	14	28	札幌市	17	17	34
富山県	12	11	23	仙台市	10	11	21
石川県	12	11	23	さいたま市	10	10	20
福井県	17	16	33	千葉市	10	9	19
山梨県	10	10	20	横浜市	19	25	44
長野県	19	19	38	川崎市	10	12	22
岐阜県	18	18	36	相模原市	8	9	17
静岡県	16	19	35	新潟市	9	9	18
愛知県	28	30	58	静岡市	9	9	18
三重県	16	15	31	浜松市	9	10	19
滋賀県	13	14	27	名古屋市	16	17	33
京都府	15	13	28	京都市	16	16	32
大阪府	36	37	73	大阪市	25	23	48
兵庫県	29	30	59	堺市	10	10	20
奈良県	15	13	28	神戸市	17	15	32
和歌山県	13	12	25	岡山市	12	13	25
鳥取県	13	13	26	広島市	15	15	30
島根県	14	14	28	北九州市	12	13	25
岡山県	16	17	33	福岡市	13	13	26
				熊本市	10	10	20
				合計	1,200	1,200	2,400

